

中国独占禁止法施行 10 年の回顧と展望

(中)

環球 中国法月報

2018 年 9 月号 独占禁止法 10 周年記念特集

■ 序文

■ 違法な未申告の処罰事件にみる中国における事業者結合規制の新動向

■ どのような場合に中国で事業者結合申告を行う必要があるか

■ 過去 10 年間ににおける中国独占禁止法分野の重要な出来事(その 2・完)

編集・発行: 環球法律事務所 (GLOBAL LAW OFFICE)

日本業務チーム

www.glo.com.cn

北京
〒100025
北京市朝陽区建国路 81 号
華貿中心 1 号写字楼 15 階&20 階
Tel: (86 10) 6584 6688
Fax: (86 10) 6584 6666

上海
〒200021
上海市黄浦区湖濱路 150 号
企業天地 5 号楼 25 階&26 階
Tel: (86 21) 2310 8288
Fax: (86 21) 2310 8299

深セン
〒518055
深セン市南山区銅鼓路 39 号
大沖國際中心 5 号楼 26 階 B/C 单元
Tel: (86 755) 8388 5988
Fax: (86 755) 8388 5987



序文

過去 10 年間の中国の独占禁止法制度の歩みを回顧し、また、将来の中国独占禁止法執行の展開を展望するために、本報で前号から 3 回に分けて、「中国独占禁止法施行 10 年の回顧と展望—独占禁止法 10 周年記念特集」を掲載することになった。今回の特集(中)は、以下の 3 つの文章からなる。

- 違法な未申告の処罰事件にみる中国における事業者結合規制の新動向
- どのような場合に中国で事業者結合申告を行う必要があるか
- 過去 10 年間ににおける中国独占禁止法分野の重要な出来事(その 2・完)

なお、前号で述べたとおり、今年の「国務院機構改革」の一環として、商務部の事業者結合審査機能及び同部の国務院独占禁止委員会の弁公室としての機能、国家発展改革委員会が担当していた価格監督検査及び独占禁止法執行機能、並びに国家工商行政管理総局の独占禁止法執行機能が国家市場監督管理総局に統合されることとなった。そして、9 月 10 日、中国機構編制網の公式ウェブサイトでは、「国家市場監督管理総局の機能配置、内設機関、人員編制に関する規定」¹(いわゆる「三定方案」)が公表された。

「三定方案」によれば、国家市場監督管理総局の下に、独占禁止局が設けられている。同局の機能は、以下の通りである。「独占禁止に関する制度措置とガイドラインを起草し、独占禁止法執行業務を手配・実施し、企業の国外における独占禁止法に係るクレームへの対応を指導すること。公平競争審査業務を手配・指導すること。独占禁止法執行に係る国際協力・交流業務を担当すること。国務院独占禁止委員会の日常業務を担当すること。」

このように、独占禁止局は、国家市場監督管理総局において、独占禁止法執行業務の具体的な担当部署になっている。また、正式に对外公表されていないが、独占禁止局内部の機能配置、内設機関、人員編制(いわゆる「小三定方案」)も決定されたと報道されている。今後、「小三定方案」決定後の新たな独占禁止局が独占禁止法の執行をどのように展開するかが大きな注目を集めており、中国に進出する日系企業にとっても、今後の実務上の動きを見守る必要があると考えられる。

¹http://www.scopsr.gov.cn/bbyw/qwfb/201809/t20180910_308245.html



違法な未申告の処罰事件にみる 中国における事業者結合規制の新動向

I はじめに

中国「独占禁止法」(以下、「独占禁止法」という)では、事業者結合が申告基準に達する場合、事業者は事前に申告を行わなければならないとし、申告を行っていない場合には、事業者結合を実施してはならないと規定されている。

2011 年、「事業者結合の違法な未申告に対する調査・処理に関する暫定弁法」(以下、「暫定弁法」という)が公布され、翌年 2 月 1 日より施行された。当該「暫定弁法」では、申告基準に達するにも拘らず、法に従い申告されていない事業者結合に対する、具体的な調査及び処理に関する手続が規定されている。

2014 年 5 月 1 日以降に立件・調査された、事業者結合の違法な未申告事件については、独占禁止局(旧商務部独占禁止局、現国家市場監督管理総局独占禁止局)がそのウェブサイトを通じて行政処罰決定を公表している。独占禁止局は、同時に告発受付窓口となる FAX・電話番号を公表し、如何なる組織及び個人によるものかを問わず、違法行為と疑われる事業者結合に対する告発を受け付けている。

2018 年 9 月 30 日までに、独占禁止局は、計 28 件の違法な未申告事件に対する処罰決定を公表した。それぞれ、2014 年に 1 件、2015 年に 4 件、2016 年と 2017 年に各 6 件、2018 年 9 月までに 11 件が公表されており、公表される違法な未申告事件は年々増加傾向にある。また、これら 28 件の事件は、自動車、交通、電子情報、医療、化学工業、製造、旅行、不動産等と、幅広い業界に関わるものである。

以上から、独占禁止局による違法な未申告事件に対する取り締まりが絶えず強化されていることが分かる。そして、上述の 28 件の違法な未申告事件に対する処罰決定は、独占禁止法執行機関による取り締まりの動向を理解するにあたり非常に有意義なものである。そこで、以下ではクライアントからよく寄せられる質問や弊職らの独占禁止局による事件調査への対応経験を踏まえ、これらについて整理を行い、クライアントの皆様の参考になれば幸甚である。

II 違法な未申告事件はどのようにして発覚したか

独占禁止局が公表した 28 件の事件のうち、4 件は第三者による告発¹、13 件は当事者による自首、又は自発的な事後申告により発覚したものであると処罰決定中に明確に示されている。また、当事者が独占禁止局との相談期間中に持分の部分的取得を実施し、独占禁止局により発見されたと思われるものも 1 件存在する。残りの 10 件では、処罰決定中に事件発覚の端緒についての記載がない。

以上をまとめると、第三者による告発、特に競争相手による告発(例えば後述する美年大健康事件は、競争相手である愛康国賓社によって告発されたものである)、当事者による自首又は自発的な事後申告が、独占禁止法執行機関による重要事件発見の主要な端緒となっていることが分かる。自首及び自発的な事後報告を行った場合、独占禁止局が処罰を行う際に、処罰の軽減理由として考慮される。したがって、企業は違法な未申告状態が存在しないか、セルフチェックに努める必要があり、可能な限り申告漏れ等により競争相手又は第三者に付け入る隙を与えてしまうことにならないように心がけなければならない。これと同時に、自社において違法な未申告があると思われる場合には、処罰の軽減を図るために、いち早く自発的に独占禁止局に対し報告し、事後申告を行うことが望まれる。

¹ 「暫定弁法」によれば、如何なる組織及び個人も違法な未申告事件を告発する権利を有し、法執行機関も他の方法により関連情報を得ることができるとされている。

Ⅲ 違法な未申告事件に対する調査期間

違法な未申告事件に対する調査手続は、事業者結合申告手続と非常に似たものであるが、より複雑であり、要する時間も長い。独占禁止局は違法な未申告事件を立件した後、2 段階に分けて事件審査を行っており、第 1 段階では違法な未申告事件に該当するか否かの判断が行われ、第 2 段階では詳細な調査が行われる。各調査段階の法定審査最長期間は、それぞれ 90 日と 210 日とされており、調査期間の合計は 300 日とされている。

28 件の処罰決定のうち、21 件は立件調査日と処罰決定日が共に開示されており、事件の調査期間は 2 ヶ月から 15 ヶ月までと様々である。一方で、現在、簡易手続で行われる事業者結合申告の多くは立件後 1 ヶ月で認可を得ることができる。

したがって、時間の節約のために法に従った申告を行わないという危険を冒すことは、調査への対応のためにより多くの時間をとられ、また企業の内部資源を消耗させられるといった本末転倒な結果に繋がりがねないことをしかと認識しておかねばならない。

Ⅳ 少数株主は申告を行う義務を有するか

事業者が違法な未申告行為に対する責任を負うことの前提となっているのは、当該事業者が申告義務を有していることである。「事業者結合申告弁法」の規定によると、合併により事業者結合を実施する場合は、合併に参加する各事業者が申告を行い、その他の方法で事業者結合を実施する場合は、支配権を取得する又は決定的影響力を行使できるようになる事業者が申告を行うとされている。

したがって、少数株主は、支配権を有しないのであれば、申告義務を負わず、これにより法的責任も負わないこととなる。この点は、次の 3 件の事件においてもよく表れている。しかしながら、支配権を有するか否かは大量の法的要素、事実上の要素を踏まえて判断する必要があるため、少数の持分しか保有していないからと言って、必ずしも所有権を有していないとは限らない。少数株主が支配権を有するか否かは、やはり実際の状況に基づいて判断を行う必要がある。

まずは、北京北車投資有限責任公司（以下、「北京北車」という）と株式会社日立製作所（以下、「日立製作所」という）による合併企業の設立に係る違法な未申告事件においては、北京北車と日立製作所及びその子会社日立（中国）有限公司（以下、「日立（中国）」という）が合併企業を設立し、北京北車、日立製作所及び日立（中国）がそれぞれ 51%、39%、10%の持分を保有していたが、独占禁止局による処罰を受けたのは北京北車と日立製作所のみであった。

一方、蕪湖市建設投資有限公司（以下、「蕪湖建設」という）、奇瑞新能源汽车技术有限公司（以下、「奇瑞新能源」という）と株式会社安川電機（以下、「安川電機」という）による合併企業の設立に係る違法な未申告事件においては、蕪湖建設、奇瑞新能源、安川電機が合併企業を設立し、3 社はそれぞれ 15%、45%、40%の持分を保有していたが、こちらでは 3 社すべてが独占禁止局による処罰を受けた。日立（中国）が合併企業に対し支配権を有しないのに対し、蕪湖建設が支配権を有していることから、このように異なる処罰が行われたのだと考えられる。

また、独占禁止局が 2018 年 9 月 29 日に公表した林德氣體（香港）有限公司（以下、「林德香港」という）と上海華誼能源化工有限公司（以下、「上海華誼」という）による合併会社の設立に係る違法な未申告事件（国市監処[2018]12 号、処罰決定日 9 月 11 日）においては、林德香港と上海華誼がそれぞれ 60.1%、39.9%の合併企業の持分を保有し、共同で合併企業を支配しており、両社は共に独占禁止局による処罰を受けた。

Ⅴ 段階的に行われた取引における「ガンジャンピング」問題

「ガンジャンピング（Gun Jumping）」とは、独占禁止当局の認可を取得していない状態で事業者結合の

一部又は全部を実施することをいう。

段階的な取引において、各取引段階が全体として 1 つの事業者結合を構成するか否かについて、独占禁止局はどのように認定するのだろうか。また、申告前に一部の段階の取引を実施していた場合、「ガンジャンピング」に該当するのだろうか。これらの疑問に対する回答は、商務部が公表した 3 件の段階的に取引が行われた違法な未申告事件に対する処罰決定の中から見出すことができる。

1. キヤノン株式会社による東芝メディカルシステムズ株式会社の全持分取得(「キヤノン事件」)

キヤノン事件は、独占禁止当局が公表した初の「ガンジャンピング」事件である。本件において、独占禁止局は、かかる取引が大きく 2 つの段階に分かれていたとしても、これらの 2 つの段階は密接に関連しており、そのいずれも、キヤノン株式会社(以下、「キヤノン」という)による東芝メディカルシステムズ株式会社(以下、「東芝メディカル」という)の全持分取得にとって必要不可欠な部分であり、全体として 1 つの事業者結合を構成すると認定した。そして、第 1 段階の取引が完了済みであることから、申告前に既に事業者結合が開始されていたと認定し、法に従った申告を行わずに、違法に事業者結合を実施したと判断した。独占禁止局は、同時に関係当事者の意図に対しても分析を行い、当事者が取引を段階的に実行した最終的な目的は、東芝にできる限り早期に全ての対価を受領させ財務上の危機を乗り切らせることにあり、当事者が申告義務があることを十分に認識しながら、意図的に申告義務の履行を遅らせたと認定した。

2. OCI による株式会社トクヤマのマレーシア子会社の全持分取得(「OCI 事件」)

韓国企業である OCI Company(以下、「OCI」という)、株式会社トクヤマ(以下、「日本トクヤマ」という)及び株式会社トクヤマのマレーシア子会社(以下、「マレーシア・トクヤマ」という)は、持分譲渡契約書 3 通を締結し、取引を 3 段階に分けて実施することを約定した。独占禁止局は、OCI によるマレーシア・トクヤマ全持分の取得は、段階的に行われたパッケージ取引であり、各取引は相互に依存しており、1 つの目的の下に行われたものであって、最終的に 1 つの事業者(即ち OCI)が支配権を取得したことから、1 つの事業者結合に該当すると認定した。そして、OCI が法に従った申告を行わないまま既に第 1 段階の取引を完了していたことから、法に従った申告を行わずに、違法に事業者結合を実施したと認定した。

3. 美年大健康産業(集団)有限公司とその関連企業による慈銘健康体检管理集团有限公司の全持分取得(「美年大健康事件」)

美年大健康産業(集団)有限公司(以下、「美年大健康」という)は、慈銘健康体检管理集团有限公司(以下、「慈銘体检」という)の全出資者と持分譲渡契約を締結し、美年大健康が慈銘体检の全持分を段階的に取得することを約定した。独占禁止局は、かかる持分取得は複数の関係者が参加し、段階的に行われたパッケージ取引であって、各取引は 1 つの目的のもとに相互依存しながら順次履行され、最終的には 1 つの事業者及びその関係者が支配権を獲得したことから、1 つの事業者結合に該当すると認定した。そして、本件取引では、美年大健康が法に従った申告を行わないまま既に第 1 段階から第 3 段階の取引を完了していたことから、法に従った申告を行わずに、違法に事業者結合を実施したと認定した。

上記 3 件の事件において、独占禁止局は、これらの取引の異なる段階間の関連性、取引の目的、支配権を取得したのが 1 つの事業者及びその関係者であるか否かといった点に主に注目した。

OCI 事件と美年大健康事件は、1 つの事業者(又は 1 つの事業者及び関係企業)が幾度かの取引を経て最終的に対象会社の支配権を取得するものであった。キヤノン事件においても、第 1 段階取引は、臨時に設立された、キヤノンと無関係の特定目的会社が東芝メディカルの支配権を取得するものであったが、取引を 2 段階に分けて行った最終的な目的はキヤノンに東芝メディカルの支配権を取得させることにあった。独占禁止局は、各取引段階間の関連性を証明する証拠を発見し、各取引が全体として 1 つ

の事業者結合を構成すると認定した。したがって、関係当事者が取引実施の初期段階に既に申告義務に違反していたと認定し、「ガンジャンピング」に該当するとした。

また、司法管轄区によって、「ガンジャンピング」行為への認定・処罰基準が異なる。例えば、キヤノン事件において、第 1 段階の取引に相当する一連の行為は、キヤノンが日本公正取引委員会への届出を行う前に既になされていたが、同委員会は、このような行為が事前届出制度の趣旨を逸脱し、日本独占禁止法の規定に違反する行為につながるおそれがあることから、今後、このような行為を行わないよう、キヤノンに対して注意を行うとともに、東芝に対しても、今後、事前届出制度の趣旨を逸脱するような行為に関与することのないよう申入れを行ったが、課徴金には処しなかった²。これに比べ、中国独占禁止法執行機関の「ガンジャンピング」行為に対する審査は、より厳しい基準の下で行われている。

独占禁止局のこのような法執行体制の下では、事業者結合を予定する場合、取引の各当事者は取引構造を計画するにあたり、可能な限り早期に独占禁止法を専門とする弁護士に相談し、取引構造がビジネス上の必要性を満たすだけでなく、中国独占禁止法のコンプライアンスに対する要求をも満たせるよう努めなければならない。

VI 「実施」の定義について

独占禁止法及び関連法令には、「実施」とはどのようなものをいうかについて、明確な規定が存在しない。しかし、独占禁止局が公表した 28 件の事件から、これまで独占禁止局がどのような行為を「実施」と認定してきたのかを確認することができる。違法な未申告状態に陥ってしまわないよう、これらを大いに参考とすべきである。

1. 工商登記、クロージング又は工商登記実施前に実質的支配権を取得することは、「実施」と認定されるおそれがある

28 件の事件のうち大部分で、独占禁止局は合併企業について工商登記を行い営業許可証を取得したこと、及び持分の変更について工商登記を行ったことが「実施」に当たると明確に認定している。しかしながら、次の 2 件から、工商登記を行うことが「実施」と認定される唯一の指標ではなく、工商登記実施前に実質的に支配権を取得することや、クロージングも「実施」とみなされるおそれがあるということが窺える。

雲南省城市建设投资有限公司による成都環球世紀会展旅遊集团有限公司の持分取得事件において、独占禁止局はクロージングを「実施」に当たると認定した。

広匯宝信汽車集团有限公司（以下、「広匯宝信」という）及びその子会社である北京燕宝汽車服務有限公司（以下、「北京燕宝」という）による四川港宏企業管理有限公司（以下、「四川港宏」という）の全持分取得事件において、独占禁止局は、持分についての変更登記と董事会の部分再編についての変更登記、及び再編前の広匯宝信と北京燕宝による四川港宏の経営管理権取得は、全て独占禁止局へ申告しなければならなかったものであると認定した。この点に基づき、事業者が工商登記を実施していないにも拘らず、実質的支配権（経営管理権）を取得する行為も、独占禁止局によって「実施」に当たると認定されるおそれがあると考えられる。

2. 支配権を取得していなくても「実施」と認定されるリスクがある

事業者結合は支配権の取得を要件としたものであるため、キヤノン事件発生以前には、支配権を取得することのみが「実施」であるとの認識が一般的であったが、キヤノン事件によってこれが覆されることとなった。キヤノン事件において、第 1 段階取引が完了後、キヤノンが取得したのは議決権を有しない株式であり、同時に取得した新株予約権は、第 2 段階取引において各司法管轄区の独占禁止法上の認可

² https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/jun/160630_2.html を参照。

を取得後に、初めて議決権を有する株式へと交換できるものであった。したがって、第 1 段階取引の時点では、キヤノンが東芝メディカルの支配権を取得していないのであるが、東芝メディカルの全持分及び新株予約権の譲渡が完了し、また代金も支払い済みであったことから、独占禁止局により第 1 段階取引完了が「実施の開始」に当たると認定された。

スケジュール上逼迫しており、早急なクロージングの実施が必要とされる取引において、取引当事者は、まずクロージングを実施し、その後に支配権を取得するという形式で取引を進め、クロージング実施後支配権取得前に申告義務を履行するよう約定することを望むかもしれないが、キヤノン事件を見る限り、このような方法であっても独占禁止局の処罰から逃れられるわけではないということが窺える。

更に極端に言えば、対価の一部又は全部を支払い済みであることにより、買収側当事者が支配権を取得していない又は取引のクロージングが実施されていない場合であっても、独占禁止局から「実施」に当たると認定される可能性を排除することはできない。したがって、「ガンジャンピング」と認定されるリスクを低減するため、取引においていつ対価を支払うかについても慎重を期す必要がある。

Ⅶ 未申告の状態で結合を実施して 2 年経過した場合も、取り締まり対象となるか

中国「行政処罰法」第 29 条では、違法行為が 2 年以内に発覚しなかった場合、行政処罰を実施しないこと、2 年間の期間は違法行為の発生日から計算すること、違法行為が連続、又は継続状態にある場合には、行為の終了日から計算することが規定されている。

では、企業が法に従った申告を行わないまま取引を実施・完了し、2 年が経過しても発覚しない場合、時効が成立しているために独占禁止局の取り締まりを受けることはないのだろうか。それとも、結合状態が継続していれば、2 年の時効期間の計算が開始されず、依然として取り締まりを受けるリスクが存在するのだろうか。この点について、独占禁止法及び「暫定弁法」にはいずれも規定がないが、独占禁止局の公表した次の 5 件の処罰決定から、法執行機関が実務においてどのような考え方を持っているかを窺い知ることができる。

事件	合併契約締結時期	合併企業の営業許可証取得時期	立件・調査開始時期
康明斯(中国)投資有限公司と襄陽康豪機電工程有限公司による合併企業の設立に係る違法な未申告事件	2011 年 12 月	2012 年 3 月	2016 年 1 月
益海嘉里投資有限公司と希傑第一製糖株式会社による合併企業の設立に係る違法な未申告事件	2011 年 10 月	2011 年 12 月	2016 年 12 月
青島港招商局国際集装箱碼頭有限公司と青島港(集団)有限公司による合併企業の設立に係る違法な未申告事件	2010 年 6 月	2010 年 6 月	2017 年 8 月
青島港招商局国際集装箱碼頭有限公司と青島新前湾集装箱碼頭有限責任公司による合併企業の設立に係る違法な未申告事件	2009 年 12 月	2009 年 12 月	2017 年 8 月
林德氣體(香港)有限公司と上海華誼能源化工有限公司による合併企業の設立に係る違法な未申告事件	2012 年 9 月	2012 年 10 月	2017 年 12 月

上記 5 件の事件においては、合併契約の締結時期、合併企業の営業許可証取得時期から独占禁止局による立件・調査開始時期までに 2 年以上の隔たりがあるにも拘らず、独占禁止局はなお行政処罰を実施した。この点から、独占禁止局は、合併企業新設にあたり法に従った申告を行わないまま結合を実施して 2 年経過したケースを取扱う際、結合の実施完了から 2 年以上が経過しているものの、合併企業そのものは存続していることから、事業者は継続的な違法状態にあり、2 年の行政処罰の時効期間は合併企業の設立日より計算されるものではないとの解釈をとっていることが分かる。したがって、**合併企業**

を設立した後未申告状態で 2 年が経過したとしても、独占禁止法上のリスクは時間の経過とともに消滅又は減少していくわけではなく、合併企業設立時に支配権を有していた当事者は引き続き取り締まりを受けるリスクを有することになる。

持分又は資産の買収を行う取引の場合、現時点では関係する法執行の事例は存在しないものの、仮に買収された企業又は資産が、買収側当事者に保有されたまま継続して運営され、市場競争に対して継続して影響を及ぼす場合、上述の考え方は持分又は資産の買収を行う取引にも同様に適用されることになると思われる。

VIII 未申告状態で結合を実施した場合の法的責任及び悪影響

1. 関連法律規定

独占禁止法第 48 条では、事業者が法に従った申告を行わないまま結合を実施した場合、独占禁止局は、結合実施の差止、所定期間内における持分又は資産の処分、所定期間内における営業譲渡、その他必要な措置により、事業者結合前の状態を回復するよう命ずるとともに、50 万元以下の過料に処することができる」と規定されている。また、同法第 49 条では、法執行機関が過料金額を決定する際には、違法行為の性質、程度、及び持続期間等の要素を考慮しなければならないと規定されている。

暫定弁法第 13 条では、事業者が法に従った申告を行わないまま結合を実施した場合、独占禁止局は、50 万人民元以下の過料に処することができ、併せて結合実施の差止、所定期間内における持分又は資産の処分、所定期間内における営業譲渡、その他必要な措置により、事業者結合前の状態を回復するよう命ずることができると規定されている。また、独占禁止局が処罰を実施する際には、未申告行為の性質、程度、持続期間、及び取引が競争を排除、制限する効果を生ずるか否か、又は生じうるか否かについての評価結果等の要素を考慮しなければならないとされている。

独占禁止法第 48 条と比べ、暫定弁法では過料を処罰措置の第 1 位においており、その他 4 種の処罰措置の実施に関する表現も「命ずる」から「命ずることができる」へと改められている。また、過料金額の確定であれ、その他 4 種の処罰措置の実施であれ、いずれも未申告行為の性質、程度、持続期間を考慮しなければならず、さらに競争評価の結果も考慮しなければならない要素の 1 つとされている。

2. 現時点、独占禁止局は 28 件の違法な未申告事件を過料に処するにとどまっているが、もし競争を排除、制限する効果を生ずる事業者結合が存在する場合には、将来的に法執行機関がより厳しい処罰措置を実施する可能性を排除できない

未申告事件に対する最も厳しい処罰は、取引前の状態を回復させることである。しかし、実際には、28 件の事件において、独占禁止局は全て過料に処するにとどまっており、その他 4 種の措置を実施してはいない。その主な理由としては、独占禁止局がこれら 28 件の事業者結合を全て「競争を排除、制限する効果を生ずるものではない」と認定したことが考えられる。但し、もし競争を排除、制限する効果を生ずる事業者結合が存在する場合には、独占禁止局により、所定期間内における取得済み持分の売却や、所定期間内における営業譲渡等の措置を通じ、結合前の状態を回復するよう命ぜられる可能性も排除できない。

過料金額から見てみると、現時点、独占禁止局が上限である 50 万人民元の過料を命じた事例は存在しない。事業者が自発的な事後申告（第三者による告発を受けた後の事後申告を除く）を行ったものは 15 万人民元、意図的であったり主導的立場にあった等情状が悪質なものは通常 30 万人民元、過去にも違法な未申告行為を理由として処罰を受けたことがあるものは 40 万人民元、その他のものは 20 万人民元又は 30 万人民元の過料に処せられている。

3. 違法な未申告行為により生ずるその他の悪影響

「暫定弁法」によれば、法に従った申告を行わないまま結合を実施した事業者に対する処罰決定は、

社会に公表できるとされている。本稿「はじめに」でも述べた通り、2014 年 5 月 1 日以降に立件・調査された事件は、独占禁止局によりその公式サイト上で処罰決定書が公表されている。したがって、法に従った申告を行わないまま結合を実施した場合、調査を受けた事業者は経済的な制裁を受けるのみならず、その評判も大きく影響を受けることになる。

独占禁止局による違法な未申告事件に対する取り締まりの強化に伴い、企業は、法に従った申告を行わないまま結合を実施した場合に受けることになる過料処分が法的制裁の 1 つにすぎず、他の悪影響を受ける可能性があることをより意識しておかねばならない。調査期間が比較的長く、また処罰決定も公表されることから、違法な未申告を疑われ独占禁止局による調査の対象となった場合には、違法な未申告が疑われる取引そのものが影響を受けるだけでなく、現在推進している、又は推進予定の他の事業者結合取引、入札、さらには IPO 計画等までもが非常に大きな影響を受けることになり得る。さらに、処罰決定公表後、処罰を受けた企業は、証券監督管理機構、さらには国外のその他の司法管轄区の独占禁止法執行機関からも目を付けられる（特に多数の司法管轄区において事業者結合申告を行う必要がある取引の場合）ことになり、これにより連鎖反応を引き起こす恐れもある。



どのような場合に

中国で事業者結合申告を行う必要があるか？

■ はじめに

前掲「違法な未申告の処罰事件にみる中国における事業者結合規制の新動向」では、独占禁止法執行機関が違法な未申告事件に対する取り締まりを日増しに強化しており、法執行も一層頻繁に行うようになっていることを述べた。このような状況下では、企業コンプライアンスはより厳しい要求に直面することとなっている。申告を行う必要があるか否かは、取引の日程、取引スキーム、さらには取引の具体的条件に非常に大きな影響を及ぼすことになるため、会社の支配権の変更にに関わりうる取引にあたっては、初期段階で重要事項として申告必要性の有無を検討し確認することが必要となる。

そこで、本稿では、「環球中国法月報」の読者様の参考に供するべく、日常業務中にクライアントから頻繁に寄せられる質問を踏まえ、どのような場合に中国で事業者結合申告を行う必要があるかという初步的な問題について、改めて簡単に整理を行うものとする。

但し、中国における事業者結合申告の必要性の有無についての判断は、比較的複雑なものであり、通常は専門的な独占禁止法上の分析を経て初めて結論が出せるものである。本稿は正式な法的意見ではなく、あくまで基本的要素に対する整理、総括を行うにすぎぬものであって、実際の取引における申告必要性については、やはり実情に応じた相応の分析が必要となることをご留意いただきたい。

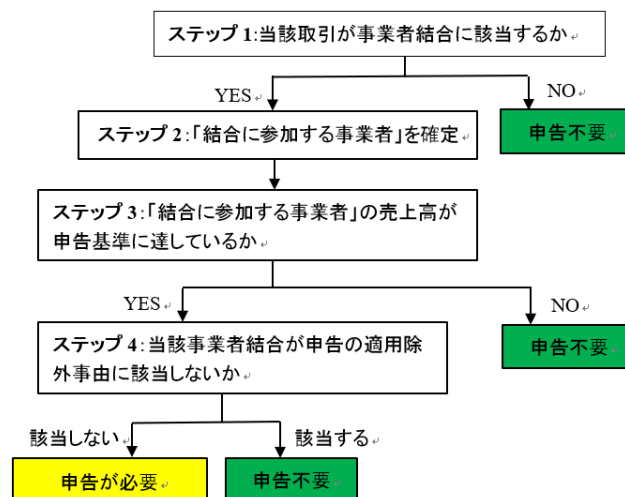
■ 3つの基本要件

簡潔にまとめれば、次の要件 1~3 に該当する取引は、中国で事業者結合申告を行わなければならない。

- 要件 1: 当該取引が中国独占禁止法上の事業者結合に該当すること。
- 要件 2: 「結合に参加する事業者」の売上高が申告基準に達していること。
- 要件 3: 当該事業者結合が申告の適用除外事由に該当しないこと。

■ 4つの判断ステップ

取引が上掲の要件 1 に該当することを確認した後、要件 2 に該当するか否かを判断する前に、まず「結合に参加する事業者」を確定することが必要となる。したがって、取引が中国で事業者結合申告を行う必要があるか否かは、次のフローチャートに従って判断することができる。



➤ ステップ 1: 当該取引が事業者結合に該当するか

独占禁止法第 20 条によれば、事業者結合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 事業者が合併する場合。
- (2) 事業者が株式又は資産を取得する方法により他の事業者に対する支配権を取得する場合。
- (3) 事業者が契約等の方法により他の事業者に対する支配権を取得する又は他の事業者に対して決定的な影響を与えることができるようになる場合。

「事業者結合申告に関する指導意見」(国家市場監督管理総局 2018 年 9 月 29 日改定、以下「指導意見」という)第 4 条では、合併企業の新規設立について、少なくとも 2 つの事業者が当該合併企業を共同で支配する場合、事業者結合に該当し、1 つの事業者のみが当該合併企業を単独で支配し、他の事業者が支配権を有しない場合、事業者結合に該当しないと規定している。

上記の規定から、事業者が取引を通じ他の事業者の支配権を取得すること、又は他の事業者に対し決定的な影響力(以下、支配権と決定的影響力を併せて「支配権」という)を与えるようになることが、事業者結合申告に該当すると判断される中心的要素であるということが分かる。ここでいう「支配権」とは、会社法にいう「支配権」とは異なる概念であり、少なくとも次の数点に留意する必要がある。

まず、支配権には単独支配権と共同支配権が含まれること。

そして、「指導意見」第 3 条では、事業者が取引を通じて他の事業者の支配権を取得したか否かの確定は、「多数の法的要素及び事実上の要素を根拠とする」¹と明確に規定されていること。厳密ではないものの、かみ砕いて言えば、取引を通じ、他の事業者の議決権が付与された持分若しくは資産の 50%以上を取得した場合、又は議決権が付与された持分若しくは資産の 50%未満しか取得しないが、他の事業者の高級管理職員の任命、予算、ビジネス計画等に対し決定権若しくは否決権を有するようになった場合、独占禁止局より当該取引を通じて「支配権を取得した」ものであると認定される可能性が高いということである。したがって、単純に持分比率、董事を派遣しているか等単独の要素から支配権の有無を判断することはできない。

さらに、「支配権を取得することについて、広義的に解釈する必要があること。即ち、事業者が取引を通して他の事業者に対する支配権を新たに取得することだけでなく、取引を通して他の事業者に対する支配権を強化することも「支配権を取得する」ものであるとみなされる可能性があるのである(もちろん、この後者のケースを「一部の」支配権を取得するものであるとも言っても可能である)。例えば、商務部が公表した、山東太陽控股集团有限公司(以下、「太陽控股」という)が企業 3 社の持分を取得し処罰された事件では、太陽控股は取引以前から 3 社に対し共同支配権を有しており、取引後は 3 社に対し単独支配権を有するようになったが、これも「支配権を取得したものとみなされた」²。

➤ ステップ 2: 「結合に参加する事業者」を確定

¹ 「指導意見」第 3 条第 2 項: 「事業者が他の事業者の支配権を取得したこと又は他の事業者に対して決定的な影響を与えることができること(以下、支配権と決定的な影響力を併せて「支配権」という)の確定は、大量の法的要素及び事実上の要素を根拠とする。取引合意及び他の事業者の定款は重要な根拠となるが、唯一の根拠ではない。取引合意及び他の事業者の定款から支配権を取得したか否かを確定することができないが、他の持分の分散等の原因により、実際には当該経営者に実質的支配権が付与されている場合も、事業者結合における支配権の取得に該当する。事業者が取引を通じて他の事業者の支配権を取得したか否かを確定するためには、通常以下の要素を考慮するが、これらに限られない。

- (1) 取引の目的及び取引後の経営計画。
- (2) 取引前後における他の事業者の持分構成及びその変更。
- (3) 他の事業者の株主会又は株主大会の議決事項及び議決規則、過去の出席状況及び議決状況。
- (4) 他の事業者の董事会、又は監事会の構成及び議決規則。
- (5) 他の事業者の高級管理職員の任免等。
- (6) 他の事業者の株主、董事の間の関係、投票権行使の委託又は一致行動者等の存在の有無。
- (7) 当該事業者と他の事業者間における重大な商業上の関係又は提携合意の存在の有無。」

² 処罰決定の内容詳細は下記 URL を参照: <http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/201802/20180202710291.shtml>

「結合に参加する事業者」は、取引の当事者や申告義務を有する者とは異なる概念であり、取引前後における支配権構成の変化に基づき詳細な判断を行うことが必要となる。商務部による関連の説明³によれば、通常、次のとおり結合に参加する事業者を確定することができる。

事業者結合の状況	結合に参加する事業者
事業者が合併する場合	合併する各事業者
持分、資産を取得する又は契約等の方法によって、支配権を取得する場合	支配権を取得する事業者及び対象事業者が結合に参加する事業者となる。結合後に 2 社以上の事業者が対象事業者に対し支配権を有する場合、これら 2 社以上の事業者はいずれも結合に参加する事業者となる。

但し、取引後に合併企業を形成する場合、次の原則に従い結合に参加する事業者を確定する。

事業者結合の状況	結合に参加する事業者
合併企業を新設する場合	合併企業の全ての共同支配者が結合に参加する事業者となり、合併企業そのものは結合に参加する事業者とはならない。
既存企業の上に、取引によって合併企業を形成する場合	a) 既存企業自身が合併企業である場合、既存企業及び取引後にそれに対し支配権を有するようになる全ての事業者がいずれも結合に参加する事業者となる。 b) 既存企業が取引前に 1 つの事業者によって単独で支配されていた場合、取引後にそれに対し支配権を有するようになる全ての事業者がいずれも結合に参加する事業者となり、さらに ➤ 取引前に単独で支配していた当事者が取引後も依然として支配権を有する場合、既存企業は結合に参加する事業者とはならない。 ➤ 取引前に単独で支配していた当事者が取引後には支配権を有しない場合、既存企業も結合に参加する事業者となる。

➤ ステップ 3: 結合に参加する事業者の売上高が申告基準に達しているか

「事業者結合申告の基準に関する国务院の規定」(国务院令第 529 号、2008 年 8 月 3 日公布・施行、

³ 「事業者結合独占禁止審査申告表」脚注 2: 「事業者結合の具体的な状況に基づき、結合に参加する事業者を確定する必要がある。一般的に、事業者合併の状況下において、吸収合併であれ、新設合併であれ、合併各当事者はいずれも結合に参加する事業者となる。事業者が持分又は資産を取得する方法によって、その他の事業者に対する支配権を取得するという状況下においては、支配権を取得する事業者と対象事業者が結合に参加する事業者となる。事業者が契約などの方法によって、その他の事業者に対する支配権を取得し、又はその他の事業者に対し決定的な影響を与えるようになる状況下においては、支配権を取得する、又は決定的な影響を与える事業者と対象事業者が結合に参加する事業者となる。結合後に、2 社以上の事業者が対象事業者に対し支配権を有する、又は決定的な影響を与えるようになる場合、これら 2 社以上の事業者はいずれも結合に参加する事業者となる。

ただし、合併企業を新設するという状況下においては、合併企業の共同支配者はいずれも結合に参加する事業者となり、合併企業そのものは結合に参加する事業者とはならない。既存企業の上に、取引によって合併企業を形成する場合において、既存企業自身が合併企業である場合には、既存企業及び取引後にそれに対し支配権を有するようになる、若しくは決定的な影響を与えるようになるあらゆる事業者がいずれも結合に参加する事業者となる。既存企業が取引前に 1 つの事業者によって単独で支配されていた場合、取引後にそれに対し支配権を有するようになる、若しくは決定的な影響を与えるようになるあらゆる事業者がいずれも結合に参加する事業者となる。取引前に単独で支配していた当事者が取引後も依然として支配権を有する若しくは決定的な影響を与える場合には、既存企業は結合に参加する事業者とはならない。取引前に単独で支配していた当事者が取引後には支配権を有しない若しくは決定的な影響を与えることができなかった場合には、既存企業は結合に参加する事業者となる。

以下、「申告基準規定」という)によれば、結合に参加する事業者の売上高が下掲の基準のいずれかに達している場合、事業者結合の実施前に、事業者結合申告を行わなければならない。

	前会計年度の売上高	
	結合に参加する全ての事業者の合計	うち少なくとも2つの事業者
基準①	全世界で 100 億人民元超	中国本土で 4 億人民元超
基準②	中国本土で 20 億人民元超	中国本土で 4 億人民元超
注意: 売上高を計算する際の「事業者」とは、企業単体をいうのではなく、事業者の所属するグループ全体をいう。		

「指導意見」第 6 条第 3 項では、結合に参加する単一事業者の間又は結合に参加する事業者と結合に参加しない事業者との間で共同支配するその他の事業者がある場合、結合に参加する単一事業者の売上高は、共同支配されている事業者と第三者の事業者との間の売上高を含み、当該売上高は 1 回のみ計上されると規定されている。しかしながら、上述の規定では、結合に参加する単一事業者の間で共同支配するその他の事業者がある場合において、後者の売上高をいずれの結合に参加する単一事業者の売上高に算入するのか、又は分配する必要がある場合において、どのように分配を行うかといった問題について、明確な記載が行われていない。

この問題については、「事業者結合審査規則(改定草案意見募集稿)」(商務部 2017 年 9 月 8 日公布)第 13 条第 2 項で、「結合に参加する単一事業者の間に共同で支配する他の事業者がある場合、共同支配されている事業者の売上高は、結合に参加する単一事業者の間に平均して分配されるものとする。」と規定されている。但し、本規定は現時点で未だ正式に発効していない。

➤ ステップ 4: 当該事業者結合が申告の適用除外事由に該当しないか

独占禁止法第 22 条によれば、事業者が次のいずれかに該当する場合、国务院独占禁止法執行機関に対し申告を行わなくともよいとされている。

- (1) 結合に参加する事業者の 1 つが、他の各事業者の議決権が付与された株式又は資産の 50% 以上を保有する場合。
- (2) 結合に参加する各事業者の議決権が付与された株式又は資産の 50% 以上が、結合に参加しない同一の事業者によって保有されている場合。

■ 終わりに

最後に、中国独占禁止法は域外適用されるものであることにご留意いただきたい。独占禁止法第 2 条後段では、「中華人民共和国国外の独占行為が、国内市場における競争に対し排除、制限する影響を生ずる場合、本法を適用する」と規定されている。したがって、**外国企業が中国国外で実施した事業者結合取引であっても、上述の条件を満たす場合には、同様に中国で事業者結合申告を行う必要がある。**なお、「事業者結合簡易手続適用の基準に関する暫定規定」(商務部 2014 年 2 月 11 日公布)第 2 条第 1 項第(4)号及び第(5)号によれば、「結合に参加する事業者が中国国外において合併企業を設立し、合併企業が中国国内において経済活動に従事しない」場合、「結合に参加する事業が国外企業の持分又は資産を買収した場合において、当該国外企業が中国国内において経済活動に従事しない」場合は、

簡易手続により申告を行うことができる。

過去 10 年間に於ける中国独占禁止法分野の重要な出来事 (その 2・完)

中国の独占禁止法施行10周年を記念するために、10年来の中国独占禁止法分野を振り返り、その中から重要出来事・事件を選出する活動が活発に行われている。前号においては、国務院独占禁止委員会が公表した「影響力のある独占禁止法執行事件」、並びに中国政法大学競争法研究センターと法制網が共同で公表した「独占禁止法に関する十大出来事」「十大独占禁止行政法執行事件」「十大独占禁止司法事件」(以下、「三つの十大出来事」という)のリストを紹介したうえで、そのうちの独占禁止行政法執行事件を解説したが、本号では、「三つの十大出来事」のうちの「十大独占禁止司法事件」を解説するものとする。

I 出来事・事件のリスト

1. 国務院独占禁止委員会が公表した「影響力のある独占禁止法執行事件」(前号を参照されたい)
2. 中国政法大学競争法研究センターと法制網が共同で公表した「三つの十大出来事」

(1) 独占禁止法に関する十大出来事(前号を参照されたい)	
(2) 十大独占禁止行政法執行事件(前号を参照されたい)	
(3) 十大独占禁止司法事件(解説は下記 II を参照されたい)	
①	北京奇虎科技有限公司と騰訊科技(深セン)有限公司、深セン市騰訊計算機系統有限公司の市場支配的地位の濫用に係る紛争事件
②	北京銳邦涌和科貿有限公司と強生(中国)医療器械有限公司の垂直的独占協定に係る紛争事件
③	海南省物価局と海南裕泰科技飼料有限公司の独占禁止行政処罰に対する司法審査に係る事件
④	唐山市人人信息服務有限公司が北京百度網訊科技有限公司を市場支配的地位の濫用に当たるとして訴訟を提起した事件
⑤	華為技術有限公司とIDC社の市場支配的地位の濫用に係る紛争事件
⑥	吳小秦と陝西広電網絡伝媒(集団)股份有限公司の抱き合わせ販売に係る紛争事件
⑦	上海海基業高科技有限公司等が安徽省工商行政管理局の独占禁止行政処罰に対し、司法審査を申し立てた事件
⑧	深セン市斯維爾科技有限公司が広東省教育庁を行政独占に当たるとして訴えた事件
⑨	上海日進電気有限公司が上海青英自動化設備有限公司、温州市銘達自動化系統有限公司、松下電器(中国)有限公司を独占に当たるとして訴訟を提起した紛争事件
⑩	雲南盈鼎生物能源股份有限公司と中国石化銷售有限公司雲南石油分公司、中国石化銷售有限公司の取引拒絶に係る紛争事件

II 十大独占禁止司法事件の解説¹

¹ 中国政法大学競争法研究センターのご厚意により、同センターが「十大独占禁止司法事件」の候補リストを公表した際に発表した各事件の概要や推薦意見等を日本語で掲載しています。

1. 北京奇虎科技有限公司と騰訊科技(深セン)有限公司、深セン市騰訊計算機系統有限公司の市場支配的地位の濫用に係る紛争事件

事件時期:2012 年～2013 年

審理裁判所:広東省高級人民法院、最高人民法院

事件類別:独占禁止民事訴訟、市場支配的地位の濫用、取引の限定、抱き合わせ販売

事件出所:最高人民法院(2013)民三終字第 4 号

■ 事件概要:

2010 年 2 月 12 日、騰訊科技(深セン)有限公司(以下、「テンセント社」という)は QQ のアップデート時に、デフォルトで抱き合わせインストールされるようにしておくという方法で、全面的に「QQ 医生」を推广し、「3Q 大戰」の口火を切った。その後、北京奇虎科技有限公司(以下、「奇虎社」という)は、セキュリティツール「360 扣扣保鏢」を打ち出し、当該ツールは QQ ユーザーのセキュリティを完全に保護できると主張した。テンセント社はこれに強く反発し、360 ソフトウェアがインストールされているコンピュータ上で QQ ソフトウェアの実行を停止し、ユーザーは 360 と QQ の間で二者択一をすることが必要である旨を発表した。工業情報化部の調停により、テンセント社は 360 ソフトウェアとの互換性を復活させ、両社はユーザーに対し謝罪を行った。

2012 年 11 月、奇虎社は広東省高級人民法院に訴訟を提起し、騰訊科技(深セン)有限公司、深セン市騰訊計算機系統有限公司がインスタントメッセージソフトウェア及びサービス関連市場において市場支配的地位を濫用したと主張した。奇虎社は、テンセント社が長期的に模倣・抱き合わせ、及び内部相互補助等の方法で強引に自身の製品を押し広め、「二者択一」を迫る行為及び QQ ソフトウェアに「QQ コンピュータ執事」を抱き合わせる行為は典型的な市場支配的地位の濫用行為であるとして、裁判所に対し、被告が直ちに市場支配的地位を濫用する独占行為を差し止め、1.5 億人民元の損害賠償を行うことを命じるよう請求した。広東省高級人民法院は、インスタントメッセージはミニブログやソーシャルネットワーク等とは強い競争及び代替関係を有するものであり、またグローバル市場であることから、十分な競争が行われているとし、360 の市場に対する定義は狭すぎると判断した。そして、テンセント社は絶対的な主導的地位を占めるものではなく、濫用も行っていないため、市場支配的地位の濫用は存在しないとした。

一審判決では、奇虎 360 のすべての訴訟請求を却下した。奇虎社は第一審判決を不服とし、最高人民法院に上訴した。最高人民法院は、2013 年 11 月 26 日、公開法廷で本件の審理を行い、第一審裁判所の関連市場に対する認定は広範に過ぎ、中国大陸地域のインスタントメッセージサービス市場と定義するべきであると判断したが、被上訴人が市場支配的地位を有し、及びそれを濫用したことを裏付ける証拠はないとして、一審判決が認定している事実は基本的に真実であり、適用法律は正確であり、判決の結果は適切であったと認定し、原判決を維持し、上訴を棄却した。

■ 推薦意見:

「中国初のインターネット事件」である本件は、広範かつ深い影響を及ぼすものであり、判決書における「関連市場の画定」、「市場支配的地位」の認定、専門家としての証人及び経済的分析に関する多くの表現は、中国のインターネット分野だけでなく、中国のすべての独占禁止分野において指標的価値を有し、国内外の学界、実務界及び大衆の注目・議論を集めた。

2. 北京銳邦涌和科貿有限公司と強生(中国)医療器械有限公司の垂直的独占協定に係る紛争事件

事件時期:2010 年～2013 年

審理裁判所:上海市第一中級人民法院、上海市高級人民法院

事件類別:独占禁止民事訴訟・垂直的価格協定

事件出所:(2010)滬一中民五(知)初字第 169 号、(2012)滬高民三(知)終字第 63 号

■ 事件概要:

2010 年 8 月 11 日、北京銳邦涌和科貿有限公司(以下、「北京銳邦社」という)は上海市第一中級人民法院に訴訟を提起し、強生(上海)医療器械有限公司(以下、「強生上海社」という)、強生(中国)医療器械有限公司(以下、「強生中国社」という)が取次ぎ販売契約において再販売価格を拘束する条項を設けている行為、及び当該条項に基づき銳邦社に対し処罰を下し、最終的に契約を打ち切った行為が、「独占禁止法」第十四条第一項第(二)号に列記されている「第三者へ再販売する商品の最低価格を拘束する」を構成する違法行為であると主張し、裁判所に対し、「独占禁止法」第三条、第十四条、第五十条の規定に基づき、銳邦社が上述の違法行為によって被った経済的損失 1,439.93 万人民币元について、2 社に賠償を命じるよう請求した。

上海市第一中級人民法院は、強生上海社、強生中国社が独占行為を実施した事実の根拠が乏しく、また、本件において主張されている損害賠償は、いずれも契約に係る紛争で主張し得る損害賠償であり、価格拘束条項自体とも直接的な関係はないと認定し、原告銳邦社の全訴訟請求を棄却した。銳邦社は一審判決を不服とし、上海市高級人民法院に上訴を提起した。上海市高級人民法院は、関連市場における競争が十分であるか否か、被告の市場地位が強大であるか否か、被告が最低再販売価格の拘束を実施した動機、及び最低再販売価格を拘束することの競争における効果等、四方面の状況から分析を行い、最終的に本件の最低再販売価格拘束協定が独占協定を構成するものであると認定し、一審判決を破棄した。

■ 推薦意見:

本件は 2014 年に最高人民法院が公表した事件の一つであり、その影響は極めて大きい。判決書における、関連市場における競争が十分であるか否か、被告の市場地位が強大であるか否か、被告が最低再販売価格の拘束を実施した動機、及び最低再販売価格を拘束することの競争における効果等、多数の要素に対する認定は、独占禁止法に係る司法分野において重要な意義を有する。同時に、上海市高級人民法院の本件に対する分析方法は、国内の多くの学者及び実務に携わる者の間で RPM 事件に対する大きな議論を巻き起こした。

3. 海南省物価局と海南裕泰科技飼料有限公司の独占禁止行政処罰に対する司法審査に係る事件

事件時期:2017 年～2018 年

審理裁判所:海口市中级人民法院、海南省高级人民法院

事件類別:独占禁止行政訴訟・垂直的価格協定

事件出所:(2017)瓊 01 行初 681 号、(2017)瓊行終 1180 号

■ 事件概要:

海南省物価局は 2017 年 2 月 28 日に瓊価監案処[2017]5 号「行政処罰決定書」を下した。決定書では、海南裕泰科技飼料有限公司(以下、「裕泰社」という)は 2014 年及び 2015 年に、その代理店と統一書式の文書による「飼料製品販売契約」を締結し、当該契約書第七条において「乙(販売代理店)は甲(裕泰社)のため割引基準を秘匿し、かつ販売価格は甲の指導価格に従わなければならない、さもなければ、甲はその割引を減少させる権利を持つ」と規定されているが、この行為は代理店間における同一ブランド「裕泰」魚用飼料の販売の価格競争を排除・制限するものであり、「中華人民共和国独占禁止法」第十四条第(一)号の規定に違反し、取引相手と「第三者に再販売する商品価格を固定させる」という独占協定を締結する行為を構成すると認定された。

第一審裁判所は、「独占禁止法」第十四条に規定する独占協定の認定について、経営者と取引相手が再販売価格を固定又は拘束する協定を締結したか否かのみを根拠とすることはできず、当該法第十三条第二項に規定する内容を踏まえ、より総合的に関係価格協定が競争を排除・制限する効果を有するか否かを考慮することが必要であると判断した。現有の証拠からは、裕泰社の経営規模、市場占有率等上述の要素が競争を排除・制限する効果を有せず、独占協定を構成しないことが示された。

しかし、第二審裁判所は、本件は垂直的独占協定に係る行政事件であり、独占行為を予防及び制止し、消費者の利益及び社会の公共利益を守るという中国「独占禁止法」の立法目的実現のため、行政機関が垂直的独占協定を認定する場合と、単一の民事主体が独占行為により発生した実質的損失を主張する場合は同一に扱うことはできないと判断した。そして、本件は独占協定を理由とする行政処罰に対し適法性審査を行うものであり、「独占禁止法」第四十六条に規定する法的責任においては、「独占協定が締結されかつ実施された場合」と「独占協定が締結されたが実施されていない場合」の二種の状況が区別されていることから、上訴人である海南省物価局が、裕泰社と代理店は独占協定を締結したものの、代理店は裕泰社が固定した価格に従い魚用飼料を販売していないこと、及び裕泰社が調査の過程において積極的に調査に協力し、率先して整理・改善を行ったこと等の状況に基づいて裕泰社に対し下した行政処罰は、法律の規定に適合するものであり、つまり上訴人である海南省物価局が下した本件行政処罰決定は、裕泰社と代理店が締結した協定が競争を排除・制限する効果を有するという前提が必要なものではなく、まして他人に損失を与えたという前提が必要なものではないとした。最終的に、海南省高级人民法院は海南省物価局の上訴事由を支持し、瓊価監案処[2017]5 号「行政処罰決定書」のプロセスは適法であり、事実をはっきりと認定しており、適用法律も正確であるとした。

■ 推薦意見:

当該事件は海南省初となる垂直的独占協定に係る行政事件であり、行政処罰及び後続の行政訴訟に関係した。行政機関の認定、第一審裁判所の認定及び第二審裁判所の認定は本件中において次々と変転し、同類型事件における独占禁止分析方法に極めて大きな模範的役割を果たした。

4. 唐山市人人信息服务有限公司が北京百度网讯科技有限公司を市場支配的地位の濫用に当たるとして訴訟を提起した事件

事件時期:2009 年～2010 年

審理裁判所:北京第一中級人民法院、北京市高级人民法院

事件類別: 独占禁止民事訴訟、市場支配的地位の濫用、取引の限定、抱き合わせ販売

事件出所: 北京市高級人民法院(2010)高民終字第 488 号

■ **事件概要:**

2009 年 1 月、唐山市人人信息服务有限公司(以下、「唐山人人社」という)は北京第一中級人民法院に訴訟を提起し、唐山人人社が百度の検索順位への投資を減少させたため、北京百度网讯技术有限公司(以下、「北京百度社」という)が中国の検索エンジン市場における支配的地位を利用し、唐山人人社が運営する全民医薬網への接続を全面的に遮断し、その結果、「全民医薬網」のアクセス量が大幅に低下したと主張した。原告は、被告が市場支配的地位を濫用し、検索順位の競売取引を強制する独占行為を行ったと主張し、裁判所に、被告が原告に対し経済的損失 11.06 万人民币を賠償し、全民医薬網に対するアクセス遮断を解除し、全面的に検索結果への表示を回復させることを命じるよう請求した。

2009 年 4 月、北京市第一中級人民法院は第一審判決を言い渡し、唐山人人社は北京百度社が「中国の検索エンジンサービス市場」において支配的地位を占めていること及び市場支配的地位を濫用したことを証明できていないとした。反対に、北京百度社が全民医薬網の「ごみ的な外部リンク」の設置に対し実施した、ナチュラルな状態での検索結果の表示数を部分的に減少させるという処罰行為は正当なものであると認定し、また、原告がその検索順位への投資を減少させたことでナチュラルな状態での検索結果が影響を受けたと推定したことについては根拠となる事実が存在しないとして、唐山人人社の訴訟請求を棄却した。一審判決後、原告は上訴した。

2010 年 4 月、北京市高級人民法院は、一審判決の事実認定は明確で、適用法律は正確であると認定し、上訴を棄却し、原判決を維持した。北京市高級人民法院は判決書の中で、インターネット経済は注意力の経済であり、人為的に検索エンジンに対して大量の「ごみ的な外部リンク」を設置し、そのまま放置することがあれば、無秩序な競争を招き、かつユーザーの検索品質を大幅に低下させる恐れがあると指摘した。

■ **推薦意見:**

本件は「中国初の独占禁止事件」と呼ばれており、本件において初めて「関連市場の認定」、「市場支配地位の推定及び認定」、「市場支配的地位濫用の認定」、及び「行為の正当性」について裁判所による分析が行われた。

5. 華為技術有限公司と IDC 社の市場支配的地位の濫用に係る紛争事件

事件時期: 2011 年～2013 年

審理裁判所: 広東省深セン市中級人民法院、広東省高級人民法院

事件類別: 独占禁止民事訴訟・市場支配的地位の濫用・不公正な高価格販売・抱き合わせ販売

事件出所: 広東省高級人民法院/(2013)粵高法民三終字第 305 号

■ **事件概要:**

米国 Inter Digital Technology Corporation、Inter Digital Communications, LLC、Inter Digital, INC (以

下、3 社をまとめて「IDC 社」という)は、世界において各種の無線通信に関する国際標準の制定に参加し、2G、3G、4G の分野において多数の標準必須特許を所有している。華為(ファーウェイ)技術有限公司(以下、「華為社」という)は、関連する標準必須特許のライセンスを得るために、長年にわたり IDC 社と交渉を行ってきた。

しかしながら、交渉期間中、米国 IDC 社は突如として、華為社が自身の所有する標準必須特許権を侵害したとして、2011 年 7 月 26 日にデラウェア州地方裁判所に訴訟を提起するとともに、米国国際貿易委員会(ITC)に「337 調査」(関税法 337 条の調査)を求めた。IDC 社は、華為社による米国における係争権利侵害製品の製造・販売の禁止を求め、また関連製品の米国への輸入を禁止する禁止令の発布を請求した。

2011 年 12 月 6 日、華為社は、IDC 社が市場支配的地位の濫用を行ったとして広東省深セン市中級人民法院に対して独占禁止民事訴訟を提起し、IDC 社が 3G 無線通信技術分野の標準必須特許のライセンス市場における支配的地位を濫用し、係るライセンスについて交渉の過程において華為社に対し不当な高価格での販売、抱き合わせ販売等の行為を実施したと主張し、IDC 社における独占による民事権利侵害行為の差止及び 2,000 万人民币の損害賠償を求めた。

本件は、広東省深セン市中級人民法院における第一審、広東省高級人民法院における第二審を経て、IDC 社が 3G 無線通信技術分野の関連する標準必須特許のライセンス市場における支配的地位を濫用し、華為社に対し不当な高価格の設定及び抱き合わせ販売を実施したと認定され、また、米国における華為社に対する標準必須特許権の侵害訴訟の提起行為は、華為社に極めて高い取引条件の受け入れを迫る行為であり、華為社による製品の輸出行為を排除・制限する恐れがあるため、市場支配的地位の濫用行為に該当すると認定された。しかし、華為社が行った非必須特許の抱き合わせ販売等その他の請求については、第一審・第二審の裁判所はともに棄却した。

裁判所は、最終的に IDC 社に対し、関連の独占による権利侵害行為を差止め、華為社に経済的損失として 2,000 万人民币を賠償するよう命じた。

■ 推薦意見:

本件は、中国においては初となる標準必須特許ライセンスにより引き起こされた紛争であり、中国における標準必須特許の独占禁止紛争に関わる初めての事件と呼ばれ、世界各国、とりわけ通信業界において大きな注目を集めた。

本件は、特許権技術の独占と市場独占との関係、及び独占的地位の濫用を如何に判定するか等の現在の世界における知的財産権司法保護の最前線・最新問題に関連するものであり、同時に、不当な高価格での販売及び不公正な抱き合わせ販売を如何に認定するか等の新たな難問について深く検討がなされ、裁判所では「1 つの標準必須特許は 1 つの独立した関連市場を構成する」との判断基準が採用された。

本件の審理が成功裏に行われたことは、国内外の世論、各種メディアの大きな注目を集め、本判決は中国裁判所が難解・複雑な事件の解決に高い審理能力があることを示し、標準必須特許分野の独占紛争に関わる審理基準を打ち立て、知的財産権審理において大きな節目となった事件であると広く考えられている。本件は最高人民法院により「2013 年度全国法院十大热点事件」(2013 年度に全国の裁判

所が審理した大事件トップ 10) に選出され、そのうち唯一の民事・商事事件である。

6. 吳小秦と陝西広電網絡伝媒(集団)股份有限公司の抱き合わせ販売に係る紛争事件

事件時期: 2012 年～2016 年

審理裁判所: 西安市中級人民法院、陝西省高級人民法院、最高人民法院

事件類別: 独占禁止民事訴訟、市場支配的地位の濫用・抱き合わせ販売

事件出所: 最高人民法院(2016)最高法民再 98 号

■ 事件概要:

原告である吳小秦氏は、2012 年 5 月 10 日に、陝西広電網絡伝媒(集団)股份有限公司(以下、「陝西広電社」という)へデジタルテレビの基本視聴維持料の納付に行った際、最低視聴料金が毎月 25 人民元から 30 人民元に調整されたことを知り、そこで 3 ヶ月分の料金 90 人民元を納付した。そのうちデジタルテレビの基本視聴維持料は 75 人民元、デジタルテレビ番組料は 15 人民元であった。その後、吳小秦氏はデジタルテレビ番組はユーザーが自由に視聴を選択でき、自由意思で受信契約をするものであることを知った。

吳小秦氏は、陝西広電社は公共事業を行う企業であり、デジタルテレビ市場において支配的地位を有し、陝西広電社のデジタルテレビ番組料徴収行為は自身の自主選択権を剥奪するものであり、抱き合わせ販売を構成すると主張した。このため吳小秦氏は裁判所に訴訟を提起し、被告の 2012 年 5 月 10 日における 15 人民元のデジタルテレビ番組料徴収行為が無効であることを確認し、被告が原告に 15 人民元を返還することを命じるよう請求した。陝西省西安市中級人民法院は 2013 年 1 月に一審判決を下し、陝西広電社が原告からデジタルテレビ番組料 15 人民元を徴収した行為が無効であることを確認し、かつこの返還を命じた。第一審判決後、被告は上訴した。陝西省高級人民法院は 2013 年 9 月に二審判決を下し、一審判決を破棄し、吳小秦氏の訴訟請求を棄却した。

吳小秦氏は二審判決を不服とし、最高人民法院に再審申立てを行った。最高人民法院は、2016 年 5 月に再審判決を下し、陝西広電社は特定地域において唯一合法的に有線テレビ放送業務を運営する経営者、及びテレビ番組の集中放送制御者として、市場参入、市場シェア、経営地位、経営規模等の各要素において優位を占めていることから、当該経営者は市場において支配的地位を占めていると認定した。また、陝西広電社が市場支配的地位を利用し、デジタルテレビの基本視聴維持料とデジタルテレビの有料番組料を抱き合わせて徴収したことは、消費者の消費選択権を侵害し、その他のサービス提供者によるデジタルテレビサービス市場への進出に不利益を与えるものであり、2 つのサービスの料金をそれぞれ別々に徴収したという例外があるとはいえ、「独占禁止法」で禁止されている抱き合わせ販売を構成することは否定できないとした。したがって、最高人民法院は二審判決を取り消し、西安市中級人民法院の一審判決を支持した。

■ 推薦意見:

原告が終審において勝訴した数少ない独占紛争事件として、「吳小秦氏事件」は中国の独占禁止民事訴訟分野において重要な意味を持っている。本件において、一方では「独占禁止法」第十七条第五号への検討、論証及び適用を通し、「抱き合わせ販売」の判定方法及び基準に対し模索・明確化を試み、

司法界の実務における類似事件の処理に比較的明確な基準を提供するとともに、他方では「抱き合わせ販売」行為の認定ラインの明確化を通じ、関連市場において独占的地位を有する市場主体に対し比較的明確な指導的判例を提供した。

7. 上海海基業高科技有限公司等が安徽省工商行政管理局の独占禁止行政処罰に対し、司法審査を申し立てた事件

事件時期:2017 年～2018 年

審理裁判所:北京市西城区人民法院、北京市第二中級人民法院

事件類別:独占禁止行政訴訟・非価格水平的価格協定・協調行為

事件出所:(2017)京 0102 行初 432 号、(2018)京 02 行終 82 号

■ 事件概要:

2016 年 9 月 18 日、安徽省工商行政管理局(以下、「安徽省工商局」という)は、上海海基業高科技有限公司(以下、「上海海基業社」という)と兆日社、信雅達社は、みな安徽市場において暗証番号入力機器の販売という同種の業務を手掛ける、水平的競争関係を有する独立法人であり、本来であれば法律の規定及び市場経済の規則に従い秩序ある市場競争を展開すべきであるのに、中国人民銀行合肥中心支行(以下、「人行合肥支行」という)の行政制限を理由とし、販売対象を区分することによる暗証番号入力機器販売市場の分割を積極的に計画・実施し、上海海基業社とその他 2 社が共同で採った一致した行為により安徽省暗証番号入力機器販売市場は分割され、これを「中華人民共和国独占禁止法」第十三条第一項第(三)号及び「工商行政管理機関が行政権力の濫用による競争を排除・制限する行為を制止することに係る規定」第五条第(一)号の規定に違反すると判断し、上海海基業社に対し行政処罰を下した。上海海基業社は当該行政決定を不服とし、国家工商総局に不服を申立てたが、国家工商総局は当該行政決定を支持した。

これを受け、上海海基業社は北京市西城区人民法院に訴訟を提起したが、第一審裁判所は安徽省工商局及び国家工商総局の決定は不当なものではないとし、原告の訴訟請求をすべて棄却した。上海海基業社は一審判決を不服とし、北京市第二中級人民法院に上訴を提起した。第二審裁判所は本件紛争の焦点である「協調行為の認定」について集中的に分析を行った。第二審裁判所は協調行為による独占協定の締結の認定基準及び考慮すべき要素には主に以下の 5 つのポイントがあるとした。

第一に、独占協定締結の主体要件を満たすか否か。

第二に、経営者間に一致した市場行為が客観的に存在するか否か。

第三に、経営者間に主観的な意思疎通や情報交換が存在するか否か。

第四に、経営者が一致した市場行為に対し合理的な説明を行うことが可能であるか否か。

第五に、関係市場の構造状況、競争状況、市場変化状況、業界状況等の要素。

最終的に、北京市第二中級人民法院は、一審判決は事実をはっきりと認定しており、適用法律も正確で、審理プロセスも合法的であるため、上訴を棄却し一審判決を支持すると判断した。

■ 推薦意見:

本件の紛争の焦点は「協調行為の認定」であり、これは長きにわたって独占禁止事件の分析にお

ける難点であり続けている。本件の第二審裁判所は、協調行為による独占協定の締結の認定基準及び考慮すべき要素を印象深く5つのポイントにまとめ上げ、この学界及び実務業界の難題の分析方法を比較的明瞭に打ち出し、後の類似事件に対し比較的大きな模範的価値を示した。

8. 深セン市斯維爾科技有限公司が広東省教育庁を行政的独占に当たるとして訴えた事件

事件時期:2014 年～2017 年

審理裁判所:広東省高級人民法院

事件類別:独占禁止行政訴訟・行政的独占

事件出所:(2014)穗中法行初字第 149 号、(2015)粵高法行終字第 228 号

■ 事件概要:

2014 年 3 月 11 日、広東省教育庁は全国専門学校技能コンテスト「プロジェクトのコスト・マネジメントの基本技能」の高等職業学校組に関する広東省選抜コンテストを開催し、審査を経て関連技術規範及びコンテスト規則を発表したが、その中では、コンテスト中は広聯達社の関連ソフトウェアのみを使用するように求めていた。裁判所は、広東省教育庁は専門学校によるコンテストの開催を管理する義務があり、上述した行為は行政職権の行使という行政行為であり、その結果その他のソフトウェア供給業者が提携者としてコンテストにおけるソフトウェア提供の競争に参加する権利を排除し、その他のソフトウェア提供者の公正な競争を行う権利を脅かすとともに、コンテストに参加する教師・生徒に使用を習慣づけさせることが可能であり、これは広聯達社の市場における名声の向上に対し極めて良い効果をもたらすものであるから、これにより広聯達社のソフトウェア市場におけるシェアを増加させ、競争を排除・制限する効果を生じさせたとして、「独占禁止法」第八条及び三十二条に違反するものであると認定した。

また、広東省教育庁は、公開された公正な競争選択プロセスを経て関連ソフトウェアの使用を決定したことを立証できなかったため、敗訴の結果を負わざるを得ないとした。最終的に、裁判所は、広東省教育庁による広聯達社の関連ソフトウェア使用の指定行為が違法であるとの判決を下した。

■ 推薦意見:

本件は、独占禁止法執行機関が電気通信業界に対し独占禁止調査を行った代表的な事件である。

9. 上海日進電気有限公司が上海青英自動化設備有限公司、温州市銘達自動化系統有限公司、松下電器(中国)有限公司を独占に当たるとして訴訟を提起した紛争事件

事件時期:2014 年～2016 年

審理裁判所:上海市第一中級人民法院

事件類別:水平的独占協定

事件出所:(2014)滬一中民五(知)初字第 120 号

■ 事件概要:

2014 年、上海日進電気有限公司(以下、「日進社」という)は、松下電器(中国)有限公司(以下、「松下電器社」という)が「松下 FA 華東エンドユーザー一体化管理規約」(当該規約では、松下電器社はあら

ゆる代理店が各自で顧客の保護圏を画定することを要求し、代理店による他の代理店の顧客への商品販売を禁止するとされていた。さらに、他の代理店の保護圏における顧客に販売する場合、オファー価格は元の代理店の価格の 115%を上回るものでなければならず、これに違反する場合、松下電器社は係る代理店に対して特別価格の停止等の懲罰措置を取るとされていた)を発表し、これを執行した行為、また、上海青英自動化設備有限公司(以下、「青英社」という)及び温州市銘達自動化系統有限公司(以下、「銘達社」という)を含む代理店間において上記規約に従って行われた協調行為が、販売市場を分割する水平的独占協定に該当し、「中華人民共和国独占禁止法」第十三条第一項第三号の規定(販売市場又は原材料調達市場の分割)に違反するものであるとして、青英社、銘達社及び松下電器社に対し上海市第一中級人民法院において訴訟を提起した。

2016 年 6 月 29 日、裁判所は判決を下し、松下電器社と日進社、青英社及び銘達社は同一ブランドの川上、川下にある経営者であり、それぞれ生産と販売の異なる 2 つの経済段階にあり、典型的な垂直的経済関係にあると考えられるが、他方、「独占禁止法」第十三条に規定する水平的独占協定の行為主体は、同じ経済段階における異なるブランド間で競争関係にある経営者を指すのであり、本件における青英社、銘達社は、同一ブランドを経営する販売店であるため、「独占禁止法」第十三条の独占協定の適格主体ではないと判断した。したがって、上海市第一中級人民法院は、日進社の訴訟請求を棄却した。

■ コメント¹⁾:

本件は、垂直的独占協定と水平的独占協定の主体的要件における相違点に関する分析が興味深い。

10. 雲南盈鼎生物能源股份有限公司と中国石化销售有限公司雲南石油分公司、中国石化销售有限公司の取引拒絶に係る紛争事件

事件時期:2016 年

審理裁判所:昆明市中級人民法院、雲南省高級人民法院

事件類別:独占禁止民事訴訟・市場支配的地位の濫用・取引拒絶

事件出所:雲南省高級人民法院(2017)雲民終 122 号

■ 事件概要:

2014 年 1 月、雲南盈鼎生物能源股份有限公司(以下、「雲南盈鼎社」という)は、昆明市中級人民法院に訴訟を提起し、被告(中国石化销售有限公司雲南石油分公司及び中国石化销售有限公司、以下それぞれ「中国石化雲南支店」、「中国石化社」という)が精製油の販売市場における支配的地位を濫用し、雲南盈鼎社が生産するバイオディーゼル BD100 の購入を拒絶する行為が「独占禁止法」及び「再生可能エネルギー法」に違反するものであると主張し、中国石化社及びその雲南支店に対し、「再生可能エネルギー法」の規定に従い、国家基準に満たすバイオディーゼルをその販売システムに組み込み、雲南盈鼎の経済的損失 300 万人民币を賠償し、かつ本件の訴訟費用を負担することを命じるよう請求した。

2014 年 12 月、昆明市中級人民法院は、第一審判決を下し、中国石化雲南支店に対し、雲南盈鼎社の生産する国家基準を満たすバイオディーゼルをその燃料販売システムに組み込むことを命じたが、盈鼎社による他の請求は棄却した。第一審判決後、原告・被告双方は共に上訴した。2015 年 8 月、雲南省

¹⁾ 本件は、中国政法大学競争法研究センターの公表した「三つの十大出来事」の候補リストの外部から選出されたものであるため、「推薦意見」は、存在しない。

高級人民法院は、原審の判決における事実認定が明確でなく、法定手続に反するとして、第一審判決を破棄し、原裁判所に差し戻した。

2016 年 10 月、昆明市中級人民法院は、当事者双方が取引関係ではないため「独占禁止法」の関連規定に違反する行為には該当しないこと、また、当事者が下水油（生ゴミ再生食用油）から精製したバイオディーゼルの販売において競争関係が存在しないことを理由として、原告の訴訟請求を棄却した。第一審判決後、原告は雲南省高級人民法院に上訴したが、2017 年 8 月、雲南省高級人民法院は、二審判決を下し、原審判決を維持した。2017 年 12 月、雲南盈鼎社は最高人民法院に対して再審を申立てた。

■ 推薦意見：

本件は、中国の国有石油会社が取引拒絶により独占禁止民事訴訟を提起された初の事件であり、また、販売者が潜在的購入者の取引拒絶を訴えるという比較的珍しい事件でもある。

本月報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口（日本語対応可能）までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しておりますので、ご興味ございましたら、GLO-JP@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。

本月報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。